平成２６年（フ）第２５４号
鹿児島県鹿児島市山田町2767番地２　ピジョンヒルＡ・Ｉ103号
債務者　川路　直輝
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２６号
沖縄県名護市字為又710番地　塩浜アパート102号
債務者　平良まゆみ（旧姓赤嶺）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第３１号
沖縄県名護市大東３丁目13番15―303号　玉城浩アパート
債務者　嘉数　　忍
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第１９１号
兵庫県川西市久代６丁目２―２　エンゼルハイムパークステージ弐番館815森口方、住民票上の住所大阪府豊中市蛍池南町３丁目10番３号
債務者　橋戸ちずる
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
兵庫県伊丹市西野３丁目222番地　ウエストフィールド406号、前住所兵庫県伊丹市北野６丁目45番地の３　アドリーム伊丹北野604号
債務者　桂木　隆富
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
兵庫県伊丹市行基町３丁目47番地１　メゾンジュネス302号
債務者　金井清春こと　金　　清植
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４１３号
兵庫県尼崎市杭瀬本町２丁目15番３号
債務者　中薗　順也
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６９号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の１42棟501号、前住所兵庫県神戸市西区竜が岡２丁目21番地の29
債務者　新森美代子（旧姓室井）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の１42棟501号、前住所神戸市西区竜が岡２丁目21番地の29
債務者　室井香那美
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
神戸市西区池上２丁目36番地の５　ユートピアハイツ205号
債務者　後藤　直美
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
兵庫県明石市樽屋町４番22―401号、前住所兵庫県明石市大明石町２丁目５番１―422号
債務者　森　　信子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
兵庫県豊岡市野田62番地　パティオカーサⅠ―101号室
債務者　武田　英次
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
佐賀県唐津市山本427番地14
債務者　吉田　正広
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第５８号
佐賀県唐津市山本427番地14
債務者　吉田　絵利
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第６５号
佐賀県唐津市厳木町岩屋530番地９　岩屋市営住宅85号
債務者　米倉　民生
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第９２号
福島県郡山市富久山町久保田字桝形33番地の71
債務者　横田　啓子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係